

令和3年度授業料免除申請要項（専攻科新入生）

I 授業料免除申請について

専攻科新入生で、下記の授業料免除要件のいずれかに該当する場合、本人の申請に基づき選考のうえ授業料が免除されます。

1. 授業料免除要件

（高等教育の修学支援新制度による授業料免除）

- ① 本科生時に高等教育の修学支援新制度認定者（日本学生支援機構給付奨学生）であった者のうち、入学後も認定資格を有しており、かつ、継続支給を希望する場合
- ② 入学後、高等教育の修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金）へ申請予定の場合

（経過措置による授業料免除）

- ③ 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合*

*③による免除額が①又は②による免除額を上回る場合、その差額が追加免除されます。

原則、高等教育の修学支援新制度への申請者又は認定者であって満額の支援を受けていない者を申請対象としておりますが、明らかに新制度の支援対象とならない場合に限り③のみの申請が認められます。

（特別措置による授業料免除）

- ④ 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（学資負担者）が死亡した場合、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が著しく困難であると認められる場合
- ⑤ 授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合

（注意）①～③の申請手続きについては、裏面をご参照ください。

2. 申請書類について

「II 提出書類」をご参照ください。なお、提出書類は返却いたしませんことを予めご承知おき願います。

3. その他

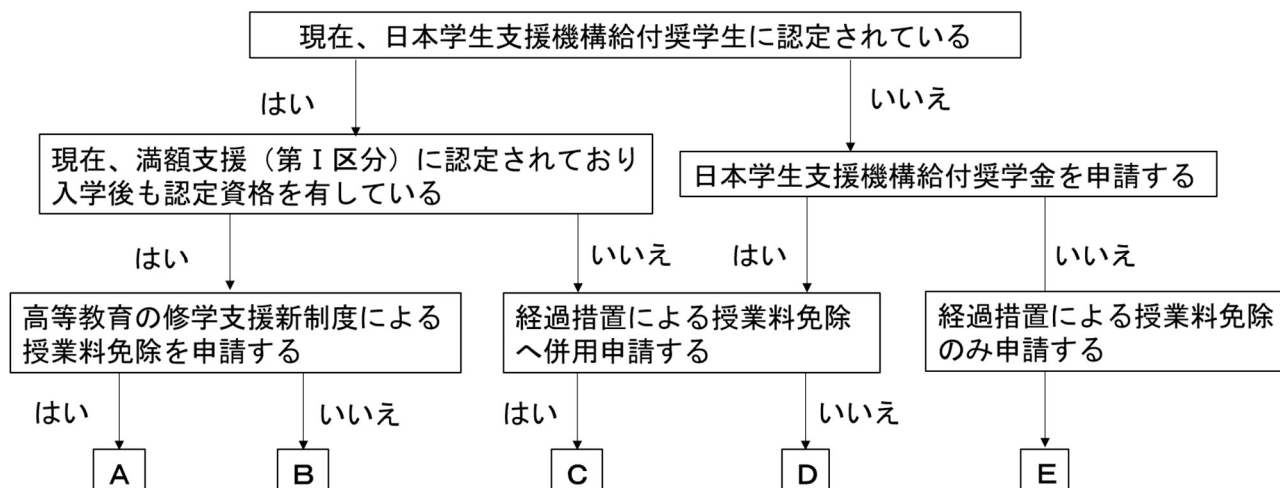
- ・選考結果は、保護者宛に文書で通知します。
- ・免除の許可・不許可が判明するまでの間は、授業料の徴収を猶予します。
- ・一部免除の許可若しくは不許可とされた者は、所定の期日までに納付すべき授業料を納付して下さい。
- ・申請書類等に虚偽があったときは、許可を取り消す場合があります。

【提出先・問合せ先】

〒783-8508 高知県南国市物部乙200番1
高知工業高等専門学校 学生課修学支援係
TEL：088-864-5625

（裏面へつづく）

(補足) 令和3年度授業料免除(表面1. ①~③)の申請手続きについて



免除の申請区分	申請手続き
A 【1. ①】	ア. 給付奨学金継続願(認定専攻科進学)を提出 *該当者へは、別途メール案内します。 イ. 授業料等減免の申請書(A様式)を提出
B	ア. 給付奨学金継続願(認定専攻科進学)を提出 *該当者へは、別途メール案内します。
C 【1. ①+③】 【1. ②+③】	C1 給付奨学生に認定されている場合 ア. 給付奨学金継続願(認定専攻科進学)を提出 *該当者へは、別途メール案内します。 イ. 授業料等減免の申請書(A様式)を提出 ウ. 経過措置による授業料免除の申請書類を提出 C2 給付奨学金へ初めて申請する場合 ア. 授業料等減免の申請書(A様式)を提出 イ. 経過措置による授業料免除の申請書類を提出 ウ. 日本学生支援機構給付奨学金への申請を行う *4月5日(月)に募集説明会を実施しますので、必ず出席ください。
D 【1. ②】	D1 給付奨学生に認定されている場合 ア. 給付奨学金継続願(認定専攻科進学)を提出 *該当者へは、別途メール案内します。 イ. 授業料等減免の申請書(A様式)を提出 D2 給付奨学金へ初めて申請する場合 ア. 授業料等減免の申請書(A様式)を提出 イ. 日本学生支援機構給付奨学金への申請を行う *4月5日(月)に募集説明会を実施しますので、必ず出席ください。
E 【1. ③】	ア. 経過措置による授業料免除の申請書類を提出

(注意) 表中の「免除の申請区分」における【 】は、表面の授業料免除要件の番号に相当します。

II 提出書類

1. 高等教育の修学支援新制度による授業料免除申請者（授業料免除要件①・②）

提出	免除区分	提出書類	提出期限
全員	A、C1、C2、 D1、D2	大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式1）	令和3年4月6日（火）
該当者のみ	A、C1、D1	給付奨学金継続願（認定専攻科進学）	

2. 経過措置による授業料免除申請者（授業料免除要件③）

提出	免除区分	提出書類	提出期限
全員	E	授業料免除申請書（様式1）	令和3年4月6日（火）
	C1、C2、 E	家族状況等申告書（様式2） 市区町村発行の所得証明書 ・令和3年度（令和2年分）分 ・合計所得金額、課税標準額、市民税・県民税額、所得控除の内訳を記載したもので、免除申請者と生計をひととする世帯の全員分（ <u>就学者、15歳未満、専業主婦等含む</u> ） ※所得がなく所得証明書が発行されない場合は、非課税証明書	令和3年6月18日（金）
		住民票（世帯全員分）の写し	
該当者のみ	C1、C2、 E	「家族状況等申告書（様式2）」において“はい”と回答した項目における“提出書類”	

3. 特別措置による授業料免除申請者（授業料免除要件④・⑤）

提出	提出書類	提出期限
全員	授業料免除申請書（様式1） ⇒ 免除要件④ 授業料免除申請書（特別措置）（様式1-2） ⇒ 免除要件⑤	令和3年4月6日（火）
	家族状況等申告書（様式2） 市区町村発行の所得証明書 ・令和3年度（令和2年分）分 ・合計所得金額、課税標準額、市民税・県民税額、所得控除の内訳を記載したもので、免除申請者と生計をひととする世帯の全員分（ <u>就学者、15歳未満、専業主婦等含む</u> ） ※所得がなく所得証明書が発行されない場合は、非課税証明書	令和3年6月18日（金）
	住民票（世帯全員分）の写し	
該当者のみ	「家族状況等申告書（様式2）」において“はい”と回答した項目における“提出書類”	

書類提出についての注意事項

- (1) 提出書類はボールペン等（消せるものは不可）で丁寧に記入してください。
- (2) 不備がある場合は受付できません。期限までに全ての書類を不備なく提出できるよう、早めに準備してください。